平成２３年（フ）第１８２号
長野市若里５丁目20番５―305号　市営若里団地５―305
債務者　下条　絢子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
愛媛県南宇和郡愛南町柏1987番地
債務者　赤樫　周治
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第４０号
愛媛県南宇和郡愛南町柏1987番地
債務者　赤樫　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１１８号
大分県臼杵市大字野田904番地の１
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３２号
大分県由布市湯布院町川南393―１　フルール加勢の湯202、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ｃ―202
債務者　山野　利夫
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３３号
大分市大字畑中972番地の１　松田アパート202
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２４４号
大分市大字下判田568番地
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２５０号
大分市坂ノ市西２丁目３番13―５号　アーバン坂ノ市Ａ―５
債務者　諏訪田一祐
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２５８号
大分市大字高瀬760番地の51
債務者　河野順一郎
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６９号
大分市勢家町４丁目６番36号
債務者　渡辺　　繁
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８５号
大分市大字森町1187番地の１　スターダスト森町Ｂ101
債務者　安井　礼子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅２―４―12―２
債務者　阿久津　昇
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
福島県郡山市日和田町高倉字町裏57番地　市営住宅２―１―33
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
岐阜市浪花町１丁目10番地、申立時の住所岐阜市真砂町10丁目４番地２
債務者　浅野ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
岐阜県美濃市藍川21番地４
債務者　宗廣　範子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３００号
岐阜市溝口上80番地
債務者　西洋キッチンソラーレこと　小**澤**　仁志
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５７４号
名古屋市緑区曽根２丁目42番地　左京山レジデンス101号
債務者　吉田　勝夫
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部